

福岡県公報

平成二十八年六月二十八日
第三千八百四号
増刊 ②

目次

規則(第五十七号)

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援課) ……………一

規則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十七号

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

(認定こども園の職員資格に係る特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第一項第一号本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同条第二項及び第三項(第一号を除く。)の規定にかかわらず、同条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験

を有すると認める者とすることができる。

3 第三条第二項第一号及び第三項第二号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。附則第六項において同じ。)をもって代えることができる。

4 第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。附則第六項において同じ。)をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三条第二項及び第三項(第一号を除く。)の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第三条第二項第一号及び第三項第二号(ただし書の規定を適用する場合を除く。)	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	---------------------------------------	-------------------------------------

定期発行日 毎週火曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

	() の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	
附則第四項	第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第三条第二項及び第三項(第一号を除く。) の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附則

この規則は、公布の日から施行する。